

報告第13号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（丹後町矢畑 R8.2.8）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日提出

京丹後市長 中山 泰

専決第20号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月16日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市丹後町矢畑地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和8年2月8日、市道吉永遠下線の除雪業務を受託している事業者が、京丹後市丹後町矢畑地内において、除雪車を使用し、除雪作業を行った際、掲示板に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 352,000円

3 損害賠償の相手方 京丹後市丹後町 地縁団体